

## 佐久穂町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 佐久穂町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	上地区 平成12年度(16年) 花岡崎田地区 平成13年度(15年) うそのくち地区 平成11年度(17年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法非適用企業
処理区域内人口密度	20人/ha (1,263人/63ha : 平成27年度末)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	3処理区(上地区・花岡崎田地区・うそのくち地区) (平成26年度に1処理区(佐口、上野、大久保地区)の南佐久環境衛生組合下水道事業への統合を実施した。)		
処 理 場 数	3箇所(上浄化センター・花岡崎田浄化センター・うそのくち浄化センター) (平成26年度に1処理区(佐口、上野、大久保地区)の南佐久環境衛生組合下水道事業への統合に伴い1処理場を廃止した。)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	処理区の最適化として、平成26年度に1処理区(佐口、上野、大久保地区)の南佐久環境衛生組合下水道事業への統合を実施し、1処理場を廃止した。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	上水道使用形態を勘案し、経営の安定性を考慮した基本料金制と従量制を併せた体系とした。 汚水処理原価(維持管理費+資本費)が高額なため、最低限維持管理費用の回収を前提に算定した。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	_____						
その他の使用料体系の 概要・考え方	_____						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,341	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,412	円
	平成26年度	4,341	円		平成26年度	4,440	円
	平成27年度	4,341	円		平成27年度	4,437	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3名(うち2名は兼務)
事業運営組織	建設課 上下水道係:3名(うち2名は兼務) ・料金(負担金)徴収、予算、決算、事業計画 ・処理場処理施設の維持管理 ・管渠、ポンプ場の維持管理

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、電気保安業務、汚泥収集運搬業務、汚泥脱水処分業務を民間業者に委託している。包括的民間委託については未検討である。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度については未検討である。
	ウ PPP・PFI	PPP・PFIについては未検討である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用IIについては未検討である。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	土地・施設等利用については未検討である。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定した平成27年度決算「経営比較分析表」を添付する。  
経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、組合の経年比較や他の類似団体との比較、分析を行い、経営の状況及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能であり、今後も活用する予定である。

## 2. 経営の基本方針

- (1) 快適な生活環境の実現  
佐久穂町の農業集落排水事業は、平成11年度から平成13年度にかけて供用を開始した。既に処理区の最適化として、平成26年度に1処理区(佐口、上野、大久保地区)の南佐久環境衛生組合下水道事業への統合を実施し、1処理場を廃止した。今後、平成30年度に花岡崎田地区の南佐久環境衛生組合下水道事業への統合を計画している。上地区についても、平成32年度以降の統合に向け検討していく。処理区の統合により、汚水処理施設の広域化を行い汚水処理全体でのコスト削減を図る。また、うそのくち地区は、戸別の合併処理浄化槽への移行に向けた検討を行う。
- (2) 安全で安心な暮らしの実現  
南佐久環境衛生組合下水道事業への統合により、施設の適正な維持・更新を行っていく。
- (3) 安定した経営基盤の確立  
汚水処理全体での施設管理運営の視点に立ち、汚水処理施設の統合等を検討していく。
- (4) 住民参画の推進  
平成30年度に統合を計画している花岡崎田地区については、昨年住民説明会を開催し住民の理解が得られた。組合が事業主体となり平成28～29年度に管渠整備工事を実施する。今後、他の処理区においても住民への周知を図りながら検討していく。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

経営戦略計画期間の10年間での投資は見込んでいない。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

今後の課題を踏まえ、計画期間内に必要な財源について試算を行う。試算にあたっては、各財源の水準、構成について検討を行い、適切な額を計上する。財源試算における主な財源の考え方及び目標は以下のとおりとする。

#### (1) 財源の考え方

##### 1) 国庫補助金・地方債

経営戦略計画期間の10年間での国庫補助金・地方債は見込んでいない。南佐久環境衛生組合下水道事業への統合に係る管渠整備については、組合が事業主体となり施工するため、国の補助事業を活用し交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を組合側に働きかけていく。統合に伴い地方債償還金については組合への債務承継を前提として見込む。

##### 2) 一般会計繰入金

南佐久環境衛生組合下水道事業への統合にあたり、管渠整備に係る調査設計業務、管渠の清掃・調査業務及び処理場の汚泥引抜清掃業務に要する経費については一般会計繰入金を見込む。管渠の調査結果に伴う修繕費は見込んでいない。

##### 3) 使用料

使用料の試算は、現状を踏まえ人口動向に基づき算出する。単価については据え置きとする。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### 1) 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

今回の計画では現在の委託を維持するものとする。

#### 2) 職員給与費に関する事項

計画期間中は、現状の職員数を維持するものとし算定する。南佐久環境衛生組合下水道事業への統合に伴う業務内容の変化等必要に応じて減少で推移するものとする。

#### 3) 動力費に関する事項

電力自由化に伴う経費削減については、平成28年度において対応済であるため、直近の実績をベースにして算定する。

#### 4) 修繕費に関する事項

処理施設については、今後の南佐久環境衛生組合下水道事業への統合等を見据え、最小限の費用としている。

#### 5) 委託費に関する事項

過去の実績に基づき算定する。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成30年度に花岡崎田地区の南佐久環境衛生組合下水道事業への統合を計画している。上地区についても、平成32年度以降の統合に向け検討していく。うそのち地区は、戸別の合併処理浄化槽への移行に向けた検討を行う。
投資の平準化に関する事項	今回は未検討である。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今回は未検討である。
その他の取組	今回は未検討である。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	今回の検討では、使用料の見直しは反映していない。
資産活用による収入増加の取組について	今回の検討では、資産活用による収入増加の取組は反映していない。
その他の取組	南佐久環境衛生組合下水道事業への統合に係る管渠整備については、組合が事業主体となり施工するため、国の補助事業を活用し交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を組合側に働きかけていく。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	計画期間中は、現状の民間委託を維持する考え方とした。
職員給与費に関する事項	計画期間中は、現状の職員数を維持しているが、南佐久環境衛生組合下水道事業への統合に伴う業務内容の変化等必要に応じて減員を検討する予定である。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減については、平成28年度において対応済である。
薬品費に関する事項	_____
修繕費に関する事項	今後の南佐久環境衛生組合下水道事業への統合等を見据え、最小限の費用としている。
委託費に関する事項	計画期間中は、現状の民間委託を維持する考え方とした。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保に繋がる経費について費用対効果を検証し取り組んでいく。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	(1) 評価の方法 総務省の公表している決算状況や経営指標を活用し、また、財務諸表の分析を充実することで、経営状態の評価を実施していく。 (2) 評価の時期 平成29年度から38年度の投資・財政計画に対して、当該年度の決算をまとめ、実績と計画の比較を行ったうえで決算状況を公表する。見直しにあたっては、経営計画の達成状況を評価し、「投資・財政計画」やこれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を反映させるため、計画策定(Plan)－実施(Do)－進捗・評価(Check)－見直し・改善(Action)を行う。
---------------------	--